

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、わが国の障害者スポーツ専用施設および優先施設（以下、「障害者専用・優先スポーツ施設」）の設置状況とその概要、利用者数等を明らかにし、障害者スポーツの普及、振興状況を把握するための基礎資料とする目的で実施した。

2. 調査方法

(1) プレ調査

文献調査（インターネットによる情報収集を含む）により、障害者専用・優先スポーツ施設の要件を満たす施設候補をリストアップした。プレ調査として、47都道府県および20政令指定都市の障害者スポーツ担当部局に対し、障害者専用・優先スポーツ施設の設置状況を調査し、候補となる施設をリストアップした。

(2) 質問紙調査

① 調査対象

障害者が専用、もしくは優先的に利用できるスポーツ施設の管理者

② 調査項目

- ・施設の設置および管理状況
- ・施設の付帯設備設置状況
- ・施設の利用者（2021～2023年度）の状況
- ・施設の指導者
- ・施設の実施事業
- ・施設の修繕／建て替え
- ・施設の避難所指定状況
- ・施設の事業実施状況

③ 調査期間

2024年10～12月

④ 調査方法

郵送法*

(*注) 対象施設が希望した場合は、調査票データをメールで送付し、回答済み調査票をメール添付で返送していただいた。

⑤ 回収状況

- ・回収：108（回収率 67.5%）

(3) 事例調査

全国の障害者専用・優先スポーツ施設のうち、特徴的な施設について事例調査を実施した。

3. 調査の実施体制

本調査は、以下の学識者と笹川スポーツ財団の共同研究により実施した。

日本福祉大学大学院 スポーツ科学研究科 教授	藤田 紀昭
日本福祉大学大学院 スポーツ科学研究科 2年	石垣 喜人
日本福祉大学大学院 スポーツ科学研究科 1年	三上 信雄
笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 政策ディレクター	小淵 和也

4. 施設情報

(1) 障害者専用・優先スポーツ施設の対象とした施設

藤田らと笹川スポーツ財団は、「障害者スポーツ施設に関する研究」(2010年度、2012年度、2015年度、2018年度、2021年度、2024年度)において、障害者の運動・スポーツ活動のために、整備・運営されている施設について、設置根拠となる法律や整備のための財源に基づき整理した。本調査で対象とした施設、および施設分類の詳細は図表1-1の通りである。

- ①身体障害者福祉センター(A型)
- ②旧勤労身体障害者体育施設
- ③旧勤労身体障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)
- ④身体障害者福祉センター(B型)
- ⑤都道府県および政令指定都市リハビリテーションセンター
- ⑥その他

図表 1-1 障害者専用・優先スポーツ施設の施設分類

①身体障害者福祉センター（A型）
「身体障害者福祉法」第31条に明記されている身体障害者福祉センターのうち、更生相談、機能訓練、スポーツおよびレクリエーションの指導、ボランティアの養成、身体障害者社会参加支援施設の職員に対する研修、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う施設で、「身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準」に設置基準が定められている。建築面積2,700m ² 以上で、体育館、プール、機能訓練回復室のほかに会議室、研修室などを備えている。
②旧勤労身体障害者体育施設
1961年に設立された雇用促進事業団(1999年に独立行政法人雇用・能力開発機構に改組され、2011年10月に廃止、その後、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に業務移管)が、勤労身体障害者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資することを目的に設置した施設で、「勤労身体障害者体育施設」と呼ばれていたもの。1975年1月から1981年3月までに設置された。
③旧勤労身体障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）
「勤労身体障害者体育施設」と同様、雇用促進事業団が勤労身体障害者の機能の回復向上、健康の増進、コミュニケーションおよび教養・文化等の施設を提供し、もって雇用の安定と福祉の増進に資することを目的として設置した施設で、「勤労身体障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）」と呼ばれていたもの。1981年度から1986年度までに設置された。
④身体障害者福祉センター（B型）
「身体障害者福祉法」第31条に明記されている身体障害者福祉センターのうち、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成その他身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う施設で、「身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準」に設置基準が定められている。建築面積424m ² 以上で、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室兼集会室、作業室、図書室、事務室などを備えている。
⑤リハビリテーションセンター
障害者の機能回復訓練から社会復帰までの一貫した援助サービスを行う施設で、来談者の受理、診断・評価、心理的援助、更正意欲の促進、適応能力開発訓練、グループワーク等を通じて、自立性・共存性の向上を図り地域の中で健常者と助け合いながら暮らしていくことに取り組む。
⑥その他
上記以外の施設で、地方自治体が設置しているもの。

これらの他にも、各地に障害者が専用で利用する施設や優先的に利用できる施設があることから、障害者専用・優先スポーツ施設の要件を図表 1-2 の通りとした。本研究では、要件 1、または要件 2 のいずれかを満たす施設を障害者専用・優先スポーツ施設とした。2023 年 6 月、スポーツ庁スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめにおいて、障害者スポーツセンターの役割や期待される機能、必要な人材、施設・設備について整理された。それを受け、日本パラスポーツ協会は、2023 年 12 月「パラスポーツセンター協議会」の運営規程を改正、各自治体宛に新規程を通知し、合致する施設の協議会登録を促した。登録団体に求められている要件が、本研究の障害者専用・優先スポーツ施設の要件とも合致していることから、本研究より新たな要件（要件 1）として追加した。

図表 1-2 障害者専用・優先スポーツ施設の要件

障害者専用・優先スポーツ施設の要件	
1	日本パラスポーツ協会 パラスポーツセンター協議会加盟施設
or	
2	①体育館、またはプールのいずれかを所有している ②利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している（障害者の個人利用と団体利用がある）